

入札参加者の入札参加資格要件について

○共通の資格要件（入札説明書 9～10 ページ関連）

- ・ 構成員又は協力会社として本事業の入札に参加する場合は、本市の入札参加資格を有することが必要となります。
- ・ 共通の資格要件として入札参加資格を求めている趣旨は、企業として本市の入札参加資格要件を満たしているかを確認するものです。
- ・ よって、登録されている工種、種目及び細目は、本事業において実際に行う業務と同一でなくともかまいません。
- ・ 入札参加資格を有しない企業等が構成員又は協力会社として入札を希望する場合には、入札参加資格審査の随時申請、若しくは「工事関係」「物品・委託等関係」「設計・測量等関係」の特定調達契約に係る入札参加資格審査申請に基づき申請を行う必要があります。
- ・ なお、8月31日までに入札参加資格審査の随時申請を行っていない場合は、入札参加資格確認申請の受付期限（10月5日）までに、行政運営調整局契約第一課（工事関係）又は契約第二課（物品・委託等関係、設計・測量等関係）に特定調達契約に係る入札参加資格審査申請を行ってください（申請が必要な場合は、早めに申請していただきますようお願いいたします。）。

【入札参加資格申請の手続に関する問合せ先】

- ・ 工事関係 行政運営調整局契約第一課 TEL 671 - 2244
- ・ 物品・委託等関係、設計測量等関係 行政運営調整局契約第二課 TEL 671 - 2248

○各業務にあたる者の資格要件（入札説明書 10～12 ページ関連）

- ・ 構成員及び協力会社のうち、設計、建設、工事監理、維持管理、区民文化センターの維持管理にあたる者は、各業務にあたる者の資格要件で定める名簿の登録が必要となります。